

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 2 月 1 3 日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 月 形 祐 二

福岡県後期高齢者医療広域連合条例第 2 号

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成 2 1 年
条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に
次の 1 項を加える。

4 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための
施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限
る。第 1 号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負
担することを常例とする者（規則で定める職員を除く。）の通勤手当
の額は、前 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区
分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5, 0 0 0 円を
超えない範囲内で 1 か月当たりの駐車場等の料金に相当する額とし
て規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前 2 項の規定による額
附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与、費用弁償
及び旅費に関する条例の一部改正）

2 福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与、費用弁償
及び旅費に関する条例（令和 2 年条例第 3 号）の一部を次のように改
正する。

第 1 2 条中「第 5 項」を「第 6 項」に改める。

第 1 4 条第 1 項中「第 1 1 条第 2 項第 2 号」の次に「及び同条第 4 項」を加える。